

諮問日：令和3年9月15日（令和3年度（情）諮問第22号）

答申日：令和4年2月24日（令和3年度（情）答申第41号）

件名：京都地方裁判所における民事訴訟法121条について説明した文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「民事訴訟法121条の「裁判所書記官の処分」について説明した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、京都地方裁判所長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、京都地方裁判所長が令和3年5月17日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

民事訴訟法121条の「裁判所書記官の処分」の解釈について、文献上「裁判所書記官の独自の権限に基づいて行うもの」と解釈され、「内部的に裁判官の補助としてする行為、例えば調査事務（裁判所法60条3項）などは、ここにいる処分には該当しない」とも解釈されている。そうすると、本件開示申出文書を作成又は取得していないということはありません。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

苦情申出人は、民事訴訟法121条の「裁判所書記官の処分」の解釈について、文献上「裁判所書記官の独自の権限に基づいて行うもの」と解釈され、「内部的に裁判官の補助としてする行為、例えば調査事務（裁判所法60条3

項)などは、ここにいう処分には該当しない」とも解釈されていることからすると、本件開示申出文書を作成又は取得していないということはありません旨主張する。しかし、民事訴訟法121条に規定するとおり、裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、当該裁判所書記官の所属する裁判所が判断する裁判事項である。したがって、仮に同条の「裁判所書記官の処分」について説明や解釈（いかなる行為が「処分」に当たるかを含む。）を記載した文書が存在するとしても、本件開示申出に係る文書を、司法行政事務に関して作成又は取得する必要はない。

実際に、原判断庁において本件開示申出に係る文書を探索したが、該当する文書は存在しなかった。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年9月15日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和4年1月21日 審議
- ④ 同年2月18日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 民事訴訟法121条によれば、「裁判所書記官の処分」に対する異議の申立てに対する判断は、当該裁判所書記官の所属する裁判所において判断されるべき裁判事項であると解される。したがって、同条の「裁判所書記官の処分」の該当性については、裁判事務を行う裁判所において個別に判断されるべきものであるから、司法行政事務に関して同条の解釈に関する文書を作成し、又は取得する必要はないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、京都地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、京都地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有

していないと認められる。

なお、委員会に対し諮問がされる事案のなかには、裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服を申し立てる意図の下に、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いるケースが散見される。委員会は本件申出がこのような意図に基づいてされたものと断ずるものではないが、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いた申出は裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服について個別具体的に応答するための制度として設けられているものではないことを、念のため付言しておく。

- 2 以上のとおり、原判断については、京都地方裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    門   口   正   人

委                    員                    長   戸   雅   子